

## 2. 今後の教育課程の基準の在り方について

盲・聾・養護学校の学習指導要領等については、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領に示された教育のねらいや目標、教育の内容等を踏まえ、障害のある子どもの実態に即した教育を実現するために別個に定められている。それぞれの学校段階の教育目標や内容については、基本的には小学校学習指導要領や中学校学習指導要領等に準ずることとし、障害のある子どもの多様な実態に対応した教育を進めるためには、様々な教育課程編成上の特例を設けて、指導の適切化を図ることとしている。しかし、昨今の特殊教育を取り巻く状況の変化、つまり、障害の重度・重複化、多様化、そして特別な教育的ニーズに対応した教育への志向などの流れの中で、新たにLDやADHD、高機能自閉症の子どもへの対応が求められるなど、これまでの特殊教育の対象に限らず、より対象を拡大した形で、特別支援教育としての幅広い対応が求められるようになった。こうした流れの中で、これまでの盲・聾・養護学校を中心とした教育課程の基準についても、その在り方について様々な課題が指摘されている。

特に、知的障害養護学校については、障害の特性に応じて、小・中学校の教育における教科内容とは異なる内容を独自に示しており、それと幼稚部教育要領や自立活動の内容との関連をどのように保つかが課題となっている。

また、「今後の特別支援教育の在り方について」（今後の特別支援教育に関する調査研究協力者会議報告書）で取り上げられているいわゆる特別支援学校（仮称）や小・中学校における一人一人の特別な教育的ニーズへの対応を想定した教育の場における教育課程の基準の在り方については、これまでの盲・聾・養護学校の学習指導要領をどのように改善していくかという大きな課題がある。

本プロジェクト研究では、様々な角度からいわゆる特別支援学校（仮称）への移行も踏まえた上で、盲・聾・養護学校の今後の学習指導要領等の在り方について議論してきた。これまでの盲・聾・養護学校の教育実践を生かした上で、新たな学習指導要領等を策定するためのプロセスとして、三つの段階に分けながら移行を進めていくことが望ましいと考え、以下のような視点をまとめることに至った。

### ア 学習指導要領の改善モデル

これまでの盲・聾・養護学校における教育実践を今後の特別支援学校（仮称）においても生かすという視点を持ち、障害種別の盲・聾・養護学校から障害種別

にこだわらない設置形態も含めて、より個々の子どもの障害の状態に即した教育実践を進めていこうという考え方から、現行の学習指導要領等をまず見直すというものである。

大枠としては、現行の学習指導要領等の枠組みを踏襲するものである。つまり、小・中学校等の教育課程の基準である幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領とは別個に特別支援学校（仮称）としての学習指導要領等を策定するという考え方である。具体的には、特別支援学校（仮称）の幼稚部教育要領、小・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領を策定することになる。その際、特別支援学校（仮称）の在り方が重要な鍵を握ることになる。「今後の特別支援教育の在り方について」においては、これまでの盲・聾・養護学校と異なり、障害の枠を超えた学校として想定されていることから、教育課程の基準についても、これまでの盲・聾・養護学校、つまり障害種別の学校に対応した学習指導要領等ではなく、個々の子どもの障害の状態に対応した教育実践が可能となる学習指導要領等に必要がある。

現行では、「盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」などと示されている部分を、「〇〇障害のある子ども」などと、子ども本位に表現することになる。

その際、現行では、盲者、聾者等について、学校教育法施行令で規定されているが、これまでの対象に限らず、多様な実態の子どもを教育対象にする場合の規定の変更が前提として求められることになる。

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の考え方として、小学校等に準ずる教育が可能な盲・聾・肢・病の子どもたちへの対応と、小学校等とは異なる教科内容を学習する知的障害の子どもたちへの対応ということで、大きく二つに分けて教科内容を示している。子どもの実態によっては、それらを相互に使用できる形に示し方を工夫することが必要である。知的障害を合わせた盲・聾・肢・病の子どもが、知的障害の子ども向けの教科内容を活用しやすくするとともに、また一方では、個別に自立活動の指導を行うことなども実践される必要がある。

自立活動については、特別支援学校（仮称）における教育の特徴として見直しを行いつつも、この分野の独自の指導領域として、教育課程の基準として特別支援学校（仮称）の学習指導要領等に位置づける必要がある。

各教科指導上の配慮事項や知的障害者を教育する場合の各教科の目標、内容及び各教科指導上の配慮事項等を別個に規定する必要がある。

イ 特別支援学校(仮称)の教育課程の一本化モデル  
アのモデルが、特別支援学校(仮称)の学習指導要領等を幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領とは別個に策定し、その中で、準ずる教科内容と知的障害に対応した独自の教科内容を示すものであったが、イのモデルは、教科の示し方に工夫を加えるものである。

特別支援学校(仮称)がこれまでと異なり、障害の枠を超えた学校として想定されていることから、一つの学校に視覚障害の子どもや聴覚障害の子ども、あるいは知的障害の子どもが在学し、それぞれに必要な教育を受ける場合が想定される。そうした場合、個々の子どもの障害の状態に対応した教育実践が可能となる学習指導要領等にする必要がある。

そこで、知的障害の子どものための教科内容を、小・中学校の教科と共通の流れの中で示し、軽度発達障害の子どもに対する教育をも含めて、大きくりの教育課程編成の中で、教師が子どもの実態に即して個別の指導計画を綿密に作成しながら指導を進めていくことができるようにするという考え方である。

もともと、知的障害の子どものための教科内容も、小・中学校の教科内容と同じ系統性の中で位置づけられるものであり、それは、障害の特性に合わせて、よりきめ細かく、しかも子どもの日常生活との関連に配慮してその内容を設定し、配列していたものであるから、合わせて示すことに問題はないと思われる。ただし、運用の仕方、指導計画の展開上に「領域・教科を合わせた授業」等の工夫が大切になるわけである。

具体的には、小学部の教科内容として、知的障害の子どもの実態に即したものを掲げる必要があり、通常の1年生の教科内容に至る前段階のより基礎的な教科内容を示すことになる。

その際、幼稚園教育要領との区分けが必要になるが、幼稚園教育要領に示す内容は、生活年齢が3歳以上6歳未満の子どものものであり、小学部学習指導要領に示す初期段階の教科内容は、生活年齢が6歳以上の子どものものであるという考え方に基づくことになる。こうすることによって、いわゆる特別支援学校(仮称)に通学する多様な実態の子どもにとって、その子どもの必要性に応じた教育課程の編成や指導計画の作成が容易になると考えられる。また、学年相応に生活年齢に即した学習内容等を盛り込む必要もあろう。

その際の評価については、現在、話題となっている絶対評価、すなわち学習指導要領で示した目標に応じて、それがどこまで到達できたかどうかで判断することになり、現在、盲・聾・養護学校で実践されている個別の指導計画や、今後、期待されている個別の教育

支援計画の取り組みが活用されることとなる。

#### ウ 学習指導要領の一体化モデル

いわゆる特別支援学校(仮称)の学習指導要領は作成せず、幼稚園教育要領や小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において、いわゆる特別支援学校の教育に関連する事項についても盛り込んで記述するという考え方である。

このタイプの前提としては、今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の報告に基づき、小学校や中学校に障害のある子どもが一般的に在学し、そこである程度の支援や指導が可能となっている必要がある。また、知的障害の子どもについても、イのタイプのような形での教育課程の編成に習熟し、子どもの必要性に応じた教育実践が特別支援学校(仮称)で行われるようになっていく必要がある。つまり、イのタイプの学習指導要領等のより発展したタイプがウであると考えられる。

学習指導要領等としては、学校種別にかかわらず一体化され、一つの学習指導要領等の中に、個々の障害の状態に応じて、いわゆる特別支援学校(仮称)や小・中学校における一人一人のニーズに対応した教育において、特別な指導が可能となるような仕組みが必要になる。具体的には、指導計画の作成と内容の取扱いにおいて明記することが考えられる。

(穴戸 和成)

モデル1 学習指導要領の改善モデル

高等学校学習要 指導要領	高等学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
中学校学習要 指導要領	中学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
小学校学習要 指導要領	小学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領

モデル2 特別支援学校（仮称）の教育課程の一本化

高等学校学習要 指導要領	高等学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
中学校学習要 指導要領	中学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
小学校学習要 指導要領	小学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領

モデル3 学習指導要領の一体化モデル

高等学校学習要 指導要領	高等学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
中学校学習要 指導要領	中学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
小学校学習要 指導要領	小学校学習要 指導要領	特別支援学校 等指導要領	特別支援学校 等指導要領
幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領	幼稚園教育要 領

※若しくは自立活動